重要事項説明書

作成日 令和3年 7月 1日

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社セリス			
代表者名	代表取締役社長 土屋 正樹			
所在地	神奈川県平塚市高根16-1			
電話番号/FAX番号	0463-37-5733 / 0463-37-5734			
ホームページアドレス	http://www.asuka-care.jp			
設立年月日	平成24年5月1日			
直近の事業収支決算額※	(収益)317,523,933円 (費用)308,002,496円 (損益)9,521,437円			
会計監査人との契約	無・有(
他の主な事業	介護保険指定事業(訪問介護)			

[※] 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費および及び一般管理+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名	住宅型有料老人ホームアスカ片岡			
所在地	神奈川県平	塚市片岡734-	-3	
	類型		1 介護付(一般型・外部サービス利用型) 2 住宅型 3 健康型	
	居住の権利	形態	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
施設の類型及び	入居時の要		1 自立 ② 要介護 3 要支援・要介護 4 自立・要支援・要介護	
表示事項	(その他の	条件)	(
	介護保険		1 県指定介護保険特定施設 (番号 指定年月日) 2 介護保険在宅サービス利用可	
	居室区分		1 全室個室 (块鱗磨室部) 2 相部屋あり	
	提携ホームの利用等		無 · 有()	
開設年月日		令和 2 年	- 5 月 24 日	
管理者氏名		松本 航平		
電話番号/FAX	(番号	0463-79-594	7/0463-79-5948	
メールアドレス k-matsumoto@				
交通の便	ど通の便 JR平塚駅北口下車 「秦野駅」行きバス17分			

「飯島」バス停下車 徒歩3分								
ホームページア	ホームページアドレス http://www.asuka-care.jp							
	権利形態			所有	• 借均	也		
	(借地の場合	的形態)	通常借	地契約	• 定期借地契約			
敷地概要	(借地の場合	合の契約	約期間)	2020年	5月20日	~2040年5月19日		
郑地帆安	(通常借地勢	契約に	おける自動更	新条項の	の有無)	無·有		
	敷地面積			493. 91	m²			
	抵当権の設	定		無 •	有			
	権利形態			所有	• 借	Ž		
	(借家の場合	合の契約	的形態)	通常借	家契約	• 定期借家契約		
	(借家の場合	合の契約	約期間)	2020年	5月20日	~2040年5月19日		
	(通常借家勢	契約には	おける自動更	可新条項の	の有無)	無·有		
建物概要	建物の構造			木造	2 階建	(耐火・準耐火・	その他)	
	延床面積					5有料老人ホーム	m²)	
	建築年月日 改築年月日			2020年5月20日建築 年 月 日改築				
	建築確認時の主要用途 有料老人ホーム・その他()							
	抵当権の設定 無・有							
居室概要	居室総数 16 室 定員 16 人(一時介護室を除く)							
冶主帆安 	1 全室個	室	• 2 相	部屋あり				
			定員	<u>١</u>	イレ	浴室	面積	室数
	A タイご	プ	5	無•	有	無・有	13. 66 m²	5
(内訳)	B タイ:	プ	10	無•	有	無・有	13. 66 m²	10
	C タイ:	プ	1	無•	有	無・有	16. 15m²	1
	D タイ:	プ		無 ・	有	無•有	m ²	
	食堂				無 •	有(階· 49.69㎡)	
				無 •	有(1階・	6. 61 m²)	
共用設備概要	浴室	一般浴	計		(2階・	5.87 m²)	
		リフト浴		#	有 (階•	m²)	

	ストレッチャー浴	無 ・ 有 (階・ m²)				
	便所	無・ 有 (1階・ 7.04 ㎡)				
	2 477	(2階・ 6.21 ㎡)				
	洗面設備 ※脱衣室内	無 · 有 (1 階· 6.61 m²)				
		(2階· 5.87 m²)				
	医務室(健康管理室)	無 · 有(階· m ²)				
	談話室	無 · 有 (1 階· 12.42 ㎡)				
	面談室 ※談話室兼用	無 · 有 (階· m²)				
	事務室	無 · 有 (1 階 13.66 m²)				
	洗濯室	無・ 有(1階・ 6.61 ㎡)				
	※ 脱衣室内 	(2階・ 5.87 ㎡)				
	汚物処理室	無 · 有 (1 階・ 3.11 m²)				
		(2階・ 3.08 m²)				
	看護・介護職員室 ※事務室兼用	無 ・ 有 (1階・ 13.66 m²)				
	機能訓練室	無 ・ 有 (階) 他の共用施設との兼用 無・有 ()				
	健康・生きがい施設	無 · 有(階)				
	緊急通報設備	無・有				
	エレベーター	無・ 有(ストレッチャー搬入可 1基)				
	居室のある区域の廊下幅	(1.8m ~ 1.8m)				
	消火器 (無・有)	自動火災報知設備 (無 · 有)				
消防設備概要	火災通報設備 (無・ 有)	スプリンクラー (無・有)				
	防火管理者 (無・ 有)	防災計画 (無・ 有)				
危険区域の指定	1 無					
状況	2 有 指定されてい					
同一敷地内の併設 事業所等の概要	1 水害・ 2 放設又は	2 土砂災害 ・ 3 その他()				

3 利用料概要

(1) 料金プラン

支払い方式			前払い方	式 · 月	払い方式	• 選択方式	t		
敷 金				無・有(円、家賃相当額の か月分)					
				(内訳)					
プ	ラン名	月額和	川用料	家賃	管理費	介護 費用	食費	生活支援費	
A	タイプ	133, 0	00円	55,000 円	30,000円		40,000 円	8,000円	
В	タイプ	136, 0	00 円	58,000円	30,000円		40,000 円	8,000円	
	タイプ	138, 0	00 円	60,000円	30,000円		40,000 円	8,000円	
月額	家賃		別表 V-	1 の通り					
利用料	管理費	別表 V-		1 の通り	1 の通り				
の算	介護費用		別表 V-	-1 の通り					
定根拠	食費		別表 V-	-1 の通り					
1704	生活支援	費		意のサービス スを担当する職員の日給×20 日×5%(1 日の業務時間相当分)					
	前	払金		円					
	算定根拠	<u>l</u>							
	償却開始	計日							
	返還対象	きとしない	額						
	契約終了 定方法	一時の返還	金の算						
	短期解約 方式	の返還金	:の算定						
	返還期限	1							
	保全措置	i.		無・有	<u> </u>	置の内容()	
	その他留	彦事項			I				

(2) 月額利用料の取扱い

支払日	毎月月末までに翌月分を支払い
支払方法	指定口座への振込もしくは口座引落

その他留意事項					
---------	--	--	--	--	--

(3) 契約解約手続き

	条件 (入居契約書 第27条~第32条による)
事業主体から解約を求める場合	手続き(本人・家族との協議の上決定、退去届提出)
	解約予告期間(90日)
入居者からの解約予告期間	30日

(4) その他共通事項

利用料の改定	条件	施設の維持管理・公租公課の負担が増加した時、もしくは物価の変動、近隣相場との不均衡、施設の改良があった場合。
	手続き方法	運営懇談会で協議のうえ、承認を受ける。
入院等による不在 料金 (月払い) のB		 1 減額なし 2 日割り計算で減額(食費・生活支援費) ※家賃・管理費は減額無し 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額
消費税の対象外とで	する利用料等	施設利用料(家賃相当額)
		1 無
体験入居の取扱い		2 有 期間
		費用

4 サービスの内容

(1)全体の方針

		者が家庭的な環境の中で外部のサービスを利用しながら安心して生活ができる施設作りを目指します。				
サ	ービスの提供内容の特色	入居者が楽しめるよう、同グループ間でレクリエーションの共 有や、交流の機会を設けるようにします。				
サ	サービス提供の状況※					
	入浴、排せつ又は食事の介護	無・有	健康管理の供与	無・有		
	食事の提供	無・有	安否確認又は状況把握サービス	無·有		
洗濯、掃除等の家事の供与		無・有	生活相談サービス	無·有		
月額利用料に含まれるサービスの内 容・頻度等		管理費	共用施設の維持管理費・運営管理に係 管理部門の人件費、水道光熱費を含む			

低料金、アットホーム、透明性を施設のコンセプトとし、入居

	食費	月30日として、3食の食事の提供、配膳、介助の費用を含む
	その他	生活支援費8,000円(任意申込)
業務の委託状況	無・有	委託先(ライフデリ西湘店)
未物が安山人人	無資	委託内容(食事の調理、配食)
安否確認の方法・頻度等		期巡視を行う。 こ回数を増やす。
サービスの提供に伴う事故等が発生し た場合の損害賠償保険等への加入	無 •	有 保険名(介護事業者 事業者保険)

[※]各サービスの詳細は別添1「介護サービス等の一覧表」を参照してください。

(2) 介護を行う場所等

要	至介護時(認知症を含む)に介護を行う場所	入居している居室
ス	居後に居室又は施設を住み替える場合	1 一時介護室へ移る場合 2 別の居室へ住み替える場合 3 提携ホームへ住み替える場合
	判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等	入居者の希望を基に判断。居室を移動した場合、従前 の利用権は消滅する。同グループ施設への移動の場合 は、利用料の差額分を次月の支払時にて精算。

(3) 医療の提供状況等

名 称	ホリィマームクリニック				
診療科目	内科・心療内科・外科・リハビリ科				
所在地	平塚市明石町 10-3 浜田平塚ビル7階				
距離及び所要時間	車 17分				
協力内容	個々の必要に応じて在宅管理医療の契約をし、緊急 時対応及び日常の健康管理を行う。				
名 称					
所在地					
距離及び所要時間					
協力内容					
医師の判断を基本として協力医療機関、または入居者が希望する医療機関において治療を受けることができる。費用については、医療保険制度で支給される以外の費用は入居者の負担とする。医師が入居者について入院が必要であると判断した場合は入居者負担とする。入院中も居室の利用権は存続する。入院に係る費用は入居者の負担となる。入院の移送、同行については別途「企業サービス・監査」による。					
	診療科目 所在地 距離及び所要時間 協力内容 名称 所在地 距離及び所要時間 協力内容 名称 所在地 距離及び所要時間 協力内容 医師の判断を基本とし おいて治療を受けるこ れる以外の費用は入居さ あると判断した場合は				

[※]入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等。

5 職員体制

(1) 職種別の職員数等

(令和3 年 7 月 1 日現在)

		職員] 数	夜間勤務職員数 (時~翌時)	備考	
		常勤	非常勤	(最少人数)	(兼務・委託等)	
	管理者	1	0	0		
	生活相談員	0	0	0	管理者兼務	
	介護職員	6	3	1		
	看護職員	0	0	0		
従	機能訓練指導員					
業者	理学療法士	0	0	0		
伯の	作業療法士	0	0	0		
内	その他	0	0	0		
訳	計画作成担当者	0	0	0		
	栄養士	0	0	0		
	調理員	0	0	0		
	事務職員	0	0	0		
	その他職員	0	0	0		
	合 計	7	3	1		

(2) 職員の状況

(2) 職員の状況											
		他の職	務との兼	務(生活	舌相談員))		無	•	有	
管理者					無						
TE	上生白	資材	各等	2 有	•						
					資格等	の名称		,	介護福祉	士	
		看護	職員	介護	職員	生活村	目談員		訓練 算員		作成 当者
		常勤	非常 勤	常勤	非常勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤
	度1年間の 用者数										
	度1年間の 職者数				2						
業務	1年未満				1						
応じた	1 年以上 3 年未満										
職員の	3 年以上 5 年未満				1						
応じた職員の人数業務に従事した経験年数に	5年以上 10年未満			7							
がに	10 年以上										
従業者の健康診断の実施状況				1 あ	り	2 な1	J				

(3) 介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	0人	介護職員実務者研修修了者	0人
介護福祉士	8人	介護職員初任者研修修了者	2人
介護支援専門員	1人	資格なし	0人

6 入居状況等

(令和3年 7月1日現在)

入居者数及び定員		15 人(定員	16人)		
	男 性	人、女 性	人		
	自立	人			
入居者の状況	要支援	人	(内訳)	要支援 1 要支援 2	人 人
	要介護	15 人	(内訳)	要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5	3人 4人 3人 2人 3人
平均年齢		歳(男性歳、	女性	歳)	

7 退去状况等

	7 10 11 11		
		自宅等	1人
		社会福祉施設	人
前年	退去先別の人数	医療機関	人
度		死亡者	人
にお		その他	人
け			人
前年度における退去者の状況		施設側の申し出	(解約事由の例)
者の			
が	生前解約の状況		人
況		入居者側の申し出	(解約事由の例)
		7 *1 1 1 V 7 1 OH	

8 その他運営体制

	1	無				
運営懇談会の実施状況	2	有	1 代替措置あり (家族個人面談)			
	2		2 代替措置なし			
高齢者の居住の安定確保に関する法律 第5条第1項に規定するサービス付き 高齢者向け住宅の登録			無 • 有			
苦情解決の体制(相談、責任者、 連絡先、第三者機関の連絡先等)	・アスカ片岡 施設長 松本 航平 <u>TEL:0463-79-5947</u> ・神奈川県福祉こどもみらい局 福祉部 高齢福祉課 <u>TEL:045-210-1111 (代表)</u>					

	・平塚市福祉部高齢福祉課 <u>TEL:0463-23-1111</u>					
事故発生時の対応(医療機関等との 連携、家族等への連絡方法・説明等)	事故対応マニュアルに基づき、協力医療機関の指導をもとに対応。119番通報による医療機関への搬入を行うとともに、施設長から家族へ連絡を行う。また、事故についての検証、今後の防止策を講じることとする。					
生活保護受給者の受入れ対応			否	· 可		
身元引受人の条件及び義務等	身元引受人は本契約に基づく入居者の事業者に対する債務にいて、入居者と連帯して履行の責を負うとともに。事業者が理規定に定めるところに従い、事業者と協議し、必要な時は居者の身柄を引き取るものとする。					
公益社団法人全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者生活保証制度への	協会への加入			無 · 有		
加入状況	入居者基	基金への加入		無 ・ 有		
	1 無	1 無				
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	2 有	実施日		5/24 意見箱設置済		
	2 有	結果の開示		無 ・ 有		
	1 無					
第三者による評価の実施状況		実施日				
	2 有	評価機関名称				
		結果の開示		無 • 有		
看取りの対応			無	· 有		

9 情報開示

0 1111111	* *	
入居	重要事項説明書の公開	1 公 開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
居希望者等	入居契約書の公開	1 公 開 (閲覧 · 写し交付) 2 非公開
	管理規程の公開	1 公 開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
へのは	財務諸表の公開	1 公 開 (閲覧 ・ 写し交付) 2 非公開
情報	事業収支計画の公開	1 公 開(閲覧・写し交付) 2 非公開

添付書類:別添1「介護サービス等の一覧表」

別添2「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

別添3「介護保険サービスに関する給付体制等の一覧表」(介護付の場合のみ)

別添4「短期利用のサービス等の概要」(設定がある場合のみ)

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

令和 年 月 日 説明者署名

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

令和 年 月 日 署名又は記名・押印

介護サービス等の一覧表

特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の指定 (有・無)

_	_
./	
111)
यार	/

区 分			自 立		要	更支援 1 ~ 2		要介護 1 ~ 5			
提供サービスの別	提供サービスの別		月料金に含まれる サービス その都度徴収するサービス		活介護により提供される サービス、又は、利用料金 その都度徴収するサービス			特定施設入居者生活介護に より提供されるサービス、 又は、利用料金に含まれる サービス		るサービス	
サービスの提供内容等	<u> </u>	提供方法(回数等)	提供方法(回数等)	金額(単価)	提供方法(回数等)	提供方法(回数等)	金額(単価)	提供方法(回数等)	提供方法(回数等)	金額 (単価)	
1. 介護サービス											
①巡回											
· 昼間 7時~18時	有	_	_	_	_	_	_	2時間程度及び適時対応	_	_	
• 夜間 20時~7時	有	_	_	_	_	_	_	2時間程度及び適時対応	_	_	
②食事介助	有	_	_	_	_	_	_	_	_	1,100円/回	
③排泄											
• 排泄介助	有	_	_	_	_	_	_	_	_	1,100円/回	
・おむつ交換	有	_	_	_	_	_	_	_	_	1,100円/回	
④入浴等											
・清拭	有		_	_	_	_	_	_	_	1,100円/回	
• 一般浴介助	有	_	_	_	_	_	_	_	_	1,100円/回	
• 特浴介助	無	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
⑤身辺介助											
• 体位交換	有	_	_	_	_	_	_	_	_	1,100円/回	
・居室からの移動	有	_	_	_	_	_	_	_	_	1,100円/回	
・衣類の着脱	有	_	_	_	_	_	_	_	_	1,100円/回	
・身だしなみ介助	有	_	_	_	_	_	_	_	_	1,100円/回	
⑥機能訓練	無	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
⑦通院の介助	有	_	_	_	_	_	_	協力医療機関には適時対応	_	1,100円/時間	
⑧緊急時対応	有	_	_	_	_	_	_	適時対応	_	_	
・ナースコール	有	_	_	_	_	_	_	24時間対応	_	_	
2. 生活サービス					<u>'</u>						
①家事											
清掃	有	_	_	_	_	_	_	_	_	1,100円/回	
洗濯	有	_	_	_	_	_	_	_	左記以外は	1,100円/回	
		_	_	_	_	_	_	_	希望により寝具レンタバ		
②居室配膳・下膳	有	_	_	_	_	_	_	適時対応	を含め業者委託	2,000円/月	
③理美容	有	_	_	_	_	_	_	_	訪問理容師対応	実費	
④代行											
• 買物	有	_	_	_	_	_	_		_	1,100円/回	
• 役所手続	有	_	_	_	_	_	_	_	_	1,100円/回	
3.健康管理サービス	•				"						
健康診断	有	_	_	_	_	_	_	_	年2回以上	実費	
• 健康相談	有	_	_	_	_	_	_	適宜対応	_	_	
• 生活指導	有	_	_	_	_	_	_	適宜対応	_	_	
・医師の往診	有	_	_	_	_	_	_	_	月2回程度	医療保険適用	
4. 入退院時、入院中のサー	<u></u> ビス			•	· ·		•			•	
・入退院時の同行	有	_	_	_	_	_	_	_	必要時	1,100円/時間	
5. その他サービス	<u> </u>			1	п		1	u			
・レクリエーション	有	_	_	_	_	_	_	_	_	材料費代実費	
※生活支援費	有	_	_	_	_	_	_	訪問介護サービス提供時	間外のサービスすべて		
	1 .,	_		_	_	_		但し、移送サービス・買い		8,000円/月	

- 注1) 自立・要支援1~2・要介護1~5を区分した場合は8区分となるが、提供サービス内容が同じである場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。
- 注2) 「提供サービスの別」の「利用料金」とは、前払金および月額利用料を指す。なお、特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の指定を受けていない場合は、要支援・要介護の欄は、「利用料金に含まれるサービス」とすること。
- 注3) 各サービスごとに提供方法(回数等)及び金額(費用負担等)を明示すること。
- 注4) 上記のサービス項目以外に、サービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。

神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

(本表は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の主な項目について、適合の有無を確認するものです。)

<u>(本</u>	衣は、指導指針の	建物の規模	以の傾迫設	[備]の王な項目について、適合の有無を確認するものです。)	
No.	指針項目	設備の有無	適合•不適合	<u>不適合</u> となっている項目についてチェック	備考(代替措置・改善計画等)
1	居室 (一時介護室)		適合	□ 個室ではない(相部屋がある)。 □ 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)ない。 □ 界壁で区分されていない。	
2	食堂	有	適合	□ 機能を十分に発揮し得る適当な広さ有していない。	
3	浴室	有	不適合	(居室内に設置していない場合)□ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。(要介護者等を入居対象とする場合)□ 身体の不自由な者が使用するのに適していない。	人員を厚くし、転倒・事故等の 防止に努めます。
4	便所	有	適合	□ 常夜灯がない。□ 手すりがない。(居室内に設置していない場合)□ 居室の近くにない。□ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
5	洗面設備	有	適合	(居室内に設置していない場合)□全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
6	汚物処理室	有	適合	□ 居室のある階ごとに設置していない。	
7	面談室	有	適合	□ プライバシーの保護に配慮した構造になっていない。	
8	医務室 (健康管理室)	無			
9	看護·介護職員室	有			
10	機能訓練室	無			
11	談話室	有			
12	洗濯室	有			
13	エレベーター	有			
14	スプリンクラー	有			
15	健康・生きがい 施設	無			
16	緊急通報装置	有	適合	(未設置箇所)□ 居室□ 一時介護室□ 浴室□ 脱衣室□ 便所	
17	廊下		適合	□ 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ない。 ※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、 かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている 場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。	
18	居室等の出入口		適合	□ 引き戸やドアハンドル等を備えていない。	

その他(上記項目以外の主な指針不適合事項)	
例(必要な職員を配置していない、前払金の保全措置を講じていない等、事業者が入居者に説明すべきと考える事項を記載してください。)	